

第3章 子どもの成長に応じた育ちの支援についての提言

I 生まれる子どもと親支援

子どもの「安心して生きる権利」（条例第10条）が保障されるためには、子どもが生まれる前の母親の妊娠の時期、さらには、出産を前後する周産期の支援が極めて重要である。生まれてくる子どもの安心と安全は、母親と家族の心身の安心と安全に大きく依存しているからである。厚生労働省の社会保障審議会児童部会が毎年まとめている「子ども虐待による死亡事例等の検証」において、0歳児の虐待死亡事例が最も多く（第11次報告までの累計で44.0%）、3歳児未満までで、同死亡事例の6割強（65.3%）を占めるとの結果が出ており、子ども虐待防止の観点からも、親の養育にかかるリスクを早期に把握するとともに、生まれてからも支援を切れ目なくつなげていくことが重要である。

【提言】

- (1) 望まない妊娠、若年妊娠の相談を含む「妊娠・出産SOS」相談を周知し、充実させるとともに、母子保健と学校が連携して、性と生（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ¹）についての正しい情報に基づく、性と命のための教育機会をつくること。
- (2) 育児情報が氾濫しているなかで、親が一人で思い悩むことがないよう、そして、育児に自信を持ち、あるいは自信を回復できるように、市は育児に関する情報を積極的に市民に届く形で発信するとともに、課題に応じた親からの相談とそれに対する支援の充実を図ること。
- (3) 川崎市版「ネウボラ²」の実現を図るとともに、妊娠・出産・子育ての相談が、切れ目なく支援につながるよう「伴走型」の支援をはかること。またそのために、地域等との連携を図りながら、保健師をはじめとして必要な人員を確保すること。
- (4) 課題を抱え、支援を必要としている家庭への気づきを、要保護児童対策地域協議会を中心とした子ども虐待防止のネットワークに確実に乗せられるよう、要保護児童対策地域協議会の仕組みを検証するとともに、整備すること。

1 主な施策

妊娠期・周産期の子ども・親支援は、母子保健法に基づく母子保健事業を中心に実施されている。法定の事業としては、妊娠届・母子健康手帳交付、妊婦健康診査、妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問事業などが挙げられるが、それ以外にも、両親学級等において、妊娠・出産・育児の健康教育が実施されている。平成26(2014)年度からは妊娠・出産包括支援モデル事業が実施され、川崎市助産師会への事業委託により、母子保健相談事業、産前・産後サポート事業、産

¹ 1994年にエジプト・カイロで開かれた国際人口開発会議で提唱された考え方で、通常は、「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。ここでは、「性と生」とした。

² フィンランドで「助言の場」を意味する子育て支援制度。妊娠、出産から子育てまで切れ目なく継続的に支援を行う。

後ケア事業などが展開されている。

これらの事業を通して母子の健康増進及び出産・養育にかかるリスク予防と早期発見につとめているが、その取組の中心にあるのが各区役所保健福祉センターに設置された児童家庭課である。児童家庭課は、児童及びその家庭への専門的な支援を総合的に提供するために平成25(2013)年度に新設され、保健師、社会福祉士等、多職種による個々のニーズに応じたきめ細やかな相談支援を行っている。

出産後の子どもの養育について、出産前から支援を行うことが特に必要な妊婦を「特定妊婦」としているが、児童福祉法に従い、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）を通じて、関係機関との連携のもと支援を行う仕組みをとっている。要対協は、特定妊婦を含む要保護児童等の早期発見や適切な保護について、関係機関が情報や考え方を共有して適切な連携を図るために児童福祉法により設置されている組織である。市代表者会議、区実務者会議、個別支援会議の三層構造となっており、市では実質的には区を基本単位としての対策がとられている。区実務者会議と個別支援会議は各区の児童家庭課が事務局となることで、区役所内における母子保健事業との連携が図られている。

子育て支援についての重要施策としては、保育環境の整備も挙げられる。「待機児童ゼロ」を市の最優先課題の一つと位置づけ、認可保育所の整備、保育料補助金の拡充等の取組がすすめられている。

2 施策の成果と課題

ア 妊娠期・周産期の支援について

子どもが生まれる前の早い時期から、支援の必要のある家庭に「伴走」するような支援をすることを目標として、妊娠期・周産期の支援を充実していくために母子保健事業の再構築がすすめられている。平成26(2014)年度の取組課題として「望まない妊娠・出産に対応する相談支援」「妊娠期・周産期の地域課題を産科医療機関と共有し支援の充実を図る場づくり」「妊娠期から周産期への切れ目のない支援」の3本の柱をたてている。

妊娠届の受理と母子健康手帳の交付は、母親とのファーストコンタクトに当たるが、妊娠届の裏面のアンケートを利用して課題の把握に努めるとともに、一人ひとりと面接を行っている。アンケートには、口頭で聞き取りにくいことも記入できるように工夫しているとされるが、ファーストコンタクトにおいては、母親の課題の発見・把握とともに、支援の存在への気づきと、信頼感の醸成による子育ての不安の除去、自信の獲得が大切であることから、とりわけ、面接が形式化することがないよう実施することが肝要である。

乳児家庭全戸訪問事業は、看護職等の職員、または地域の訪問員によって実施されている。地域の訪問員は、民生委員児童委員の他、子育てボランティア等がこれに従事している。看護職等による訪問か、地域の訪問員による訪問かは、本人が選択する仕組みになっている。家庭訪問時には、母親を支え、応援するよう配慮された冊子「こんにちは赤ちゃん」（すべて広告収入で作成）を配布している。この事業により、ほぼ100%の親子が3か月健診前に訪問を受け

ている。もっとも、こうした家庭訪問は、当該家庭にとってその後の担当制を意味するものではなく、市民との対話の中では、一回会っただけの訪問員に相談をしようと思わないとの意見も出ており、継続的支援につなげるためにはなお工夫が必要である。

市の妊婦健康診査の医療費助成を背景として、妊婦と地域の医療機関との関わりは強い。連携機関同士で顔の見える関係を作るために、市を3ブロックに分けて、医師、ソーシャルワーカー、助産師等が参加する産科医療機関と保健福祉機関の連絡・連携会議を立ち上げている。

また、妊娠期の母親が受診する地域の医療機関と市が連携することで、子育て家庭を支援する仕組みをつくっているのも特徴的である。具体的には、医療機関が、支援の必要な母子について、「継続支援依頼書」を保健福祉センターに送ることで、支援のための連携を図っている。医療機関の依頼に対して、保健福祉センターで援助方針を立て実施するとともに、支援結果報告書を医療機関に返すという仕組みで、双方向の連携は意義深い。これにより妊婦の生活の状況、マタニティ・ブルー、産後うつなどのような、妊婦や出産の状況、課題が把握できるようになったとされる。個人情報を取り取りする仕組みでもあるが、原則として、本人に連携の仕組みについて説明をすとしており、個人情報保護に配慮した仕組みになっている。さらなる支援につなげるためには、取組前と現在とを比較し、仕組みは適正に運用されているか、改善が必要なのはどの部分なのかを検証する必要がある。

川崎市助産師会への事業委託による妊娠・出産包括支援モデル事業は市独自の取組みとして評価できる。産後ケア事業は宿泊型と訪問型があり、宿泊型は、市内の助産院の空きベッドを利用して宿泊し、助産師が母親の産後の疲れや不安に応じたケアをするもので、訪問型は、助産師が求めに応じて家庭を訪問し、相談等に応じるものである。こうした事業は利用希望者も多く、気軽に利用できる制度として非常に好評であるが、他方で、同様の事業を実施している他市と比べると利用者の費用負担が大きく、今後の改善が望まれる。

市助産師会と連携して行われている事業として、他に、妊娠、出産に伴う相談に応じる「妊娠・出産SOS」という電話相談を開始している。望まない妊娠や、妊娠したかもしれないといった不安などの相談を市助産師会が受け、支援が必要な場合は行政の支援につなげる仕組みである。より多くの人に利用してもらうために「SOSカード」を作成しており、十代でも利用しやすいようにスマートフォン等からQRコードでアクセスできるようになっている。妊娠判定薬を販売する市内薬局等へカード設置の依頼をするなど、不安を相談につなげる工夫も行われている。より根本的には、学校教育とも連携をして、性と生に関する正しい情報を伝えることが望まれるが、かかる相談事業は、若年妊婦、母親、さらには、生まれてくる子どもにとってのセーフティネットでもあり、少しでも多くの十代に広く行き渡らせるために、さらに工夫をする必要がある。

このように妊娠期・周産期にかかる事業として、市が取り組んでいる事業は、様々な角度からの多くの支援が取り組まれているが、「取り組み始めた」事業も多く、成果として現れるまで時間を要すると考えられるものもある。また、取り組まれている事業で、市が重要な事業と位置づけているものでも、市民の知るところとなっていないことは、市民との対話でも明らかになっている。SNSやアプリも普及しており、時代に即応した広報手段の工夫も求められる。

また、実際の相談に際して、市役所の相談窓口には相談に行きにくいなどの指摘もあることから、相談ニーズを持っている市民に届いているかを検証しながら、広報を工夫し、相談しやすい体制を整えることも大切である。

連携については、区を基本単位としての工夫も見られるが、一部のセクションを繋ぐにとどまっており、市民がどの窓口から入ってきても、一旦繋がれば、あらゆる必要な資源に繋がれる仕組みになっているわけではない。課題を抱える家族には、相談することに力尽きてしまうこともあり、市民の主体性を尊重して力づけつつ（エンパワメント）、これに「伴走」する体制とそれを可能とする「場」が必要である。また、飛び込み出産や、自宅出産、どこにも繋がっていない母親等を発見する仕組みにも課題があるとされている。

妊娠期から出産後の切れ目のない支援、さらにその後の子育ての充実を図るために、フィンランドで取り組まれているいわゆる「ネウボラ」という仕組みが全国的にもモデルとして注目されており、市もその取組に意欲があると思われることから、今後のよりよい事業展開を期待したい。

イ 要保護児童、要支援児童、特定妊婦の支援について

要対協は平成 18(2006)年度に設置されており、児童福祉法の改正に伴って、平成 21(2009)年度からは、対象を要保護児童だけでなく、要支援児童、特定妊婦に拡大されている。市では、全市にひとつの市代表者会議、区単位の各区実務者会議・連携調整部会、個々のケースに対応する個別支援会議という、政令指定都市の行政区制度に伴うやや変則的な3層の仕組みとなっている。ここで実務者会議とは、課題を抱えたり、気になる家庭（または家族）への市の支援や対応を協議し、進行管理する重要な機関となる。

実務者会議（各区実務者会議・連携調整部会）の調整機関は、各区の児童家庭課がこれを担っている。児童家庭課は、平成 25（2013）年度に各区に設置され、児童福祉とならんで、母子保健も担っている。福祉職の他、保健師、心理士等の専門職や元教員等が配置され、さまざまな職種が支援する体制を取っているとされる。多職種による相談窓口が一元化され、また要対協の事務局もおかれたことにより、母子保健と児童福祉が一体になっていて、それぞれの専門性が絡み合って支援する取組がなされるようになったことは重要である。

実務者会議は、児童家庭課と市児童相談所との間で情報を共有し、ケースの見立てまたは判定、進行管理を行っていると言われる。しかし、要保護児童、要支援児童、特定妊婦及びその家庭等の情報は、むしろ、医療施設、学校教育施設、保育施設、子育て等に関わる民間団体等がこれに気づき、把握していることも多く、その意味で、多職種が配置されている区の児童家庭課であるとはいえ、児童家庭課と児童相談所の協議だけで十分であるかどうかは危惧されるところである。区単位では規模が大きく、実務者会議で扱うケース数が膨大になってしまうため個別支援会議を充実させることでカバーしたいとの説明があったが、いずれにせよ、こうした仕組みで十分であるかどうかについては検証を要する。

児童家庭課が所管する事務が、より身近な区を単位として、また、母子保健を含んで、多職種連携を図りながら進められていることは評価されるが、区の人口規模が大きいため、人的資

源に限界があることも窺われた。0歳0ヶ月児死をはじめとして、より年少の子ども虐待死が社会問題化している中、保健師を含む人的な強化は大きな課題である。

ウ 子育て支援の充実について

子どもの権利委員会が行ったアンケート調査では、「子育てについて川崎市に充実してほしい施策は何か」という質問に対し、最も多い回答は「保育サービスの充実」であった（巻末資料参照）。待機児童ゼロを目指してハード面を整備することはもちろん重要だが、子どもの一時預かりなど、より多様で利用しやすいサービスの充実と適切なコーディネート機能が求められる。

市民との対話では、子育てを共有できる場の重要性と必要性が指摘されている。とりわけ、初めての子育ての場合、ちょっとしたことで悩むことがあり、子育てを孤立させないためにも、専門的な知識による相談体制の整備とともに、話題を共有できる子育てサークルを支援する取り組みが必要とされている。多様な形のサークルを意識しつつ、子ども同士のふれあいの場になるとともに、親同士の交流の機会であることが重要であり、サークルが活動のたびに場所を探して回らずにすむような環境を整えることが求められている。

3 提言の主旨

- (1) 子ども虐待のリスクの一つとして、望まない妊娠、若年妊娠の問題が指摘されている。「妊娠したが子どもを産みたくない」「妊娠してしまったかもしれない」といったSOSへの相談対応は、セーフティネットとして重要であり、必要な人に情報が届いているかどうかを検証しつつ、より広く周知する必要がある。他方で、かかる問題への根本的な対応として、母子保健と学校教育が連携して、性と生のための正しい情報を伝えていく必要がある。母子保健と学校との連携をさらにすすめ、学校に出張しての性教育の機会を増やすなどの取組が必要である。
- (2) 育児においては、まだ言葉が話せない、気持ちを言葉にして表現ができない乳幼児を前にして、それを察したり、理解したりすることは難しい。そうした中、雑誌、SNS、マスコミ等による育児情報が氾濫し、それに惑わされ、不安を持ち、自信を失っている親も多い。望まないのに妊娠をした、期せずして妊娠をした、あるいは妊娠しているかもしれないと思う女性の当惑と不安はなおさらである。一人で思い悩むことを防ぎ、育児への自信を獲得あるいは回復することも大切である。育児が、子どもの人格を尊重し、子どもの最善の利益に適うよう、そして、親が有意義な資源とつながりながら情報を的確に選択し、子どもに即して育児のあり方を判断するために、市が積極的に、情報を必要としている市民に届く形で育児に関して情報発信をする必要がある。そして、課題に応じた相談窓口を、相談を支援に繋ぐことも想定しつつ、相談体制の充実とともに、市民に相談しやすい形で、いっそう整える必要がある。
- (3) 支援に当たって、関係機関の連携の仕組みを整えることは、支援の前提又は条件として大切なことである。その上で、相談者の主体性を尊重しながら、支援者が適切な距離感を持ちつつ寄り添い続けることが大切である。これを、「伴走」型支援と呼ぶのであるとすると、そうした支援は、相談する力を喪失しがちな課題を抱える家庭について、とりわけ必要となる。

妊娠した、妊娠したかもしれないとの相談窓口が周知され、そこに相談すれば、その後の切れ目のない支援が、その「場」を通じて、ニーズにあわせて、長く受けられるしほみを「ネウボラ」と呼ぶのであるとすると、そうした仕組みの必要性は広く認識されているところである。市としても、それを目指すとしており、市にふさわしい仕組みとして、これを整える必要がある。

さらに、こうした相談がどのチャンネルから入ってきても、スムーズに適切な支援が受けられるような仕組みは不可欠で、少なくとも、関係機関の連携体制に不足がないかは常に検証をし、その整備をはかるべきである。

また、こうした仕組みを実現させるには適切な人的資源が必要であり、研修を通じてスキルアップを図るとともに、地域等との連携も図りながら、保健師など必要な人員の増員と適正な人員配置が求められるところである。

- (4) 課題を抱え、支援を必要としている家庭は、そのニーズに応じて、母子保健や児童福祉の支援機関以外の機関や民間団体と繋がっていることがある。こうした機関や民間団体は気になる家庭を認識・把握していることがあり、こうした気づきを、要対協を中心とした子ども虐待防止のネットワークに乗せていくことが大切である。実務者会議は、各区児童家庭課と市の児童相談所の協議の場となっているが、その機能が十分であるのかについては検証が必要である。本来、要対協の実務者会議のメンバーは、そうしたネットワークの核となる機関で構成されることが求められており、その可能性については追求する必要がある。

II 就学期の子どもの支援

学齢期を迎えた子どもは、主に学校教育を通じて自ら主体的に他者や集団との間の関係性を形成していく。この期の子どもは、いわば、社会性を身につけていくための第一歩を踏み出したところであり、また、それぞれの個性が個々人の特徴として顕在化し始めるのも、この時期である。これから、まさに「ありのままの自分」（条例第 11 条）としてその個性を発揮し、その個性に基づいて遊び、学び、やがて大人へと成長していく。

このような、子どもにとって特に重要な時期においてつまずきを生じることは、その後の成長に影響を及ぼすことにもなるため、市としては、つまずきの元となる要因を的確に把握し、迅速かつ切れ目のない支援（条例第 7 条・第 16 条）につなげていく必要がある。

【提言】

- (1) いじめ防止対策において、専門・調査委員会を十分活用すること。また、教員がいじめに気づき、子どもの声に真摯に耳を傾けることができるように実践的かつ継続的な研修を行うこと。
- (2) 不登校の要因となる子どもの状態や子どもからのサインを分析・検証すること。また、学校に行くことができない子どもに多様な学習の機会を保障するために、フリースクール等の活用・連携をすすめること。
- (3) 児童支援コーディネーターの活動状況を丁寧に検証し、より多くの小学校及び中学校への配置の拡充と、専任化による臨時教員によらない補充をすすめること。
- (4) 幼稚園・保育園と小学校との組織的連携をいっそう進め、課題のある子どもに対する切れ目のない支援を充実させること。また、教育相談室の人的・物的設備を拡充し、より早期に相談しやすい環境整備を目指すこと。

1 主な施策

就学期の子どもに生じる問題として、いじめ、不登校の問題がある。いじめは、学校生活を送ることを阻害する要因であり、不登校の原因にもなっている。不登校の要因は、一概には、特定できないが、いじめのほか、学校生活を送ることを阻害された結果として生じる場合もある。学校が、子どもにとって、安心していられる安全な居場所になるよう、主に学校、教育委員会によって様々な取組が行われている。

ア いじめ防止対策

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（いじめ防止対策推進法第 2 条）。平成 25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、それに基づき、平成 26(2014)年に「川崎市いじめ防止基本方針」が策定され

た。各学校では、学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校内いじめ防止対策会議を設置して校内体制を強化するとともに、教育委員会はいじめ防止対策連絡協議会等により児童相談所や警察とも連携して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組をすすめている。また、重大事態が発生した際には、「いじめ問題専門・調査委員会」が設置され、必要な調査・審議を行う。さらに再調査が必要と認められたときは「いじめ総合調査委員会」が設置され、再調査・審議を行うという体制を整備している。

イ 不登校の子どもの支援

不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）」をいう（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）。不登校の子どもへの支援については、学校において課題を早期発見して不登校の未然防止に取り組むとともに、ゆうゆう広場（適応指導教室）やサポートセンター、フリースクールと連携して不登校児童生徒の登校再開へ向けた支援、居場所支援を進めている。

ウ 発達に課題のある子どもの支援

川崎市教育委員会では、総合教育センターに小学1年から高校3年の児童生徒を対象とした教育相談室を設置し、児童生徒や保護者からの相談に応じている。知的障害や発達障害などの発達の課題を抱えた子どもの支援については、市内の全小学校と川崎高等学校附属中学を除く全中学校に特別支援学級を設置し、子どもの状態に合わせた個別の支援を行っている。小学校には従来から特別支援教育コーディネーターを配置していたが、そのニーズの高まりに対応し、特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、専任の児童支援コーディネーターの配置へ移行し、支援を必要とする児童のさまざまな課題の支援に従事している。校内での解決が難しい課題は、児童相談所、地域療育センター、警察など、様々な専門機関と連携して支援を行っており、その学校側の窓口は児童支援コーディネーターが担っている。また、総合教育センター特別支援教育センターにおいては特別支援教育相談の窓口を設け、子どもの発達についての相談を行っている。就学予定の子どもの保護者を対象とする就学説明会も開催し、支援内容等を周知している。

2 施策の成果と課題

ア いじめ防止対策

平成25(2013)年に制定された「いじめ防止対策推進法」に基づき、基本方針の策定、組織の設置が進められてきた。さらに、各区の教育担当を中心にした組織的取組、毎年6月から夏休みにかけての児童生徒指導強化月間の実施、校内研修用リーフレットの作成・配布など、いじめ防止に向けた市独自の取組がなされている点は評価できる。

他方で、いじめ防止対策推進法に基づき定められた国の「いじめ防止等のための基本的な方

針」(平成25(2013)年10月11日文科科学大臣決定、以下「国基本方針」という)では、法28条1項に基づいて、重大事態の際に調査に当たる教育委員会に置かれる組織は、法14条3項に基づいて、いじめ防止等のための対策を実効的に行うために設置される組織を当てること が好ましいとし(国基本方針16頁)、この組織は、学校からのいじめの報告を受けて、法24条に基づいて、教育委員会が調査を行う際にも活用が予定されている(国基本方針15頁、19頁)。また、これまでの各地の現状を踏まえると、この組織が、教育委員会の諮問を受けて調査するのが通例となっている。また、法28条1項が予定する重大事態は、長期不登校も含まれている。教育委員会は、対話の中で、第三者組織の役割について、かなり限定的なとらえ方をし ており、懸念される。

いじめ防止等の対策については、大人に相談できないという思春期の子どもの特徴や、学校外で行われるSNSを利用した現代のいじめの特質などから、いじめを早期に発見し、完全に 解消することまでは至っていないのが現状である。子どもに直に接する全教員が、「いじめが起 きるリスク」についての知見を持ち、いじめの早期発見や解消を各教員のスキルとして確実に 身に付けていくことが今後の課題である。

イ 不登校の子どもへの支援

不登校対策については、学校において、ゆうゆう広場(適応指導教室)が6か所、相談指導 学級が中学校に2か所設置されているほか、学校以外の居場所として市内4か所のサポートセ ンター及びフリースペースとの間で連携が取られており、不登校の解消に向けた取り組みが行 われている。

平成26(2014)年度の不登校・長欠の解消実績は、小学生238人中93人(39.1%)、中学生1,048 人中354人(33.8%)であり(ただし、病欠の者を除く)、数字の上では更なる努力が期待でき る。同時に、不登校の解消の困難さを示す数字であると捉えて、不登校の原因となる子どもの 悩みを早期に発見・解消することが喫緊の課題である。この点、川崎市で年6時間の授業が行 われている集団作り・仲間作りのための「共生*共有プログラム」と、それに合わせて行われ る効果測定は、前記のいじめ防止対策を含め、その手掛かりとなる有効な資源として、評価で きる。

他方において、ややもすれば不登校対策は子どもの登校再開が目的となってしまうがちであ る。子どもの悩みが解消して登校再開できるのであれば良いが、不登校の解消が容易でない児 童生徒も存在する。現状では、不登校の子どもが民間のフリースクール等に通っている場合も 在籍校の学校長の承認があれば出席日数に計上できることになっている。

ウ 発達に課題のある子どもの支援

従来から設置されていた特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、担任を持たないこ とで専任化する取組(名称も「児童支援コーディネーター」に変更)は今年度で4年目を迎え、 全113小学校中65校(6割弱)の専任化が進んだ。従来の特別支援教育コーディネーターが、 学校において特別支援の中核を担うだけでなく、様々な課題に対する支援も行ってきたことか

ら、その有用性が認められて専任化されたものであり、重要性はより大きくなっており、早急に全校で専任化されることが望まれる。

川崎高等学校附属中学校を除く、市内の全小・中学校に特別支援学級が設置されている川崎市において、通常の学級と特別支援学級の「交流および共同学習」の機会は、市内の小・中学校で学んだ全ての子どもが障がいのある子どもに触れ、通常の学級の児童生徒と特別支援学級の児童生徒が生活を共にすることを意味するものであり、ノーマライゼーションを推進する川崎市の施策として高く評価できる。今後は、各交流及び共同学習において常に目標の設定と検証を繰り返すこと、形式化・形骸化させることなく、真に有意義な制度とすることが望まれる。

総合教育センター特別支援教育センターでは、翌年から就学する子どもの保護者を対象にした就学説明会を年6回開催しているが、この説明会の効果もあって、センターの相談室には就学に関する相談が4,500件以上寄せられている。子どもの発達課題を早期に発見する機会としての有用性がその数字にも表れている。また、幼稚園・保育園と連携し、子どもの発達課題を共有することも切れ目のない支援を行うにあたって重要である。

同センターにおいて、市内2か所に設置されている教育相談室の新規相談件数は合計で年間1,200件を超えるものであり、相談窓口の必要性・有用性を数字の上から裏付けるものであった。しかしながら、相談の対応は4人の常勤職員（指導主事）と10人の非常勤職員で担当し、年間の一人あたりの総面接時間が約500時間以上、全体の総面接回数が約9,000回にのぼっており、申込みから最初の相談日までに30日から50日を要するという現状である。人的・物的設備を充実させ、早期に相談につなげる体制づくりが課題といえる。

3 提言の趣旨

- (1) いじめ防止対策推進法が、いじめ防止等対策において、組織を重視している意義を踏まえ、かかる組織を過小評価することなく、活用することが重要である。いじめの予防・早期発見を実現するためには、個々の教員に「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という認識を徹底させるとともに、それにもかかわらず、大人に対し相談しづらいという思春期の子どもの特徴などから「いじめは発見することが難しい」ということも改めて認識して、いじめに気づくための教員の「感度」を上げることが強く望まれる。そのためには、子どもの権利保障の観点から、当事者である子どもの声に耳を傾けることが必要であり、実践的な研修会や講演会等の実施により、個々の教職員のスキル向上を継続的に行うことが重要である。
- (2) 不登校対策にあたっては、不登校の要因となる子どもの悩みについて継続的なアンケート等により、早期に分析・把握する必要がある。また、不登校の解消が容易ではない子どもに対しては、いかなる環境においてもその学びの機会を保障することが重要であり、学校とフリースクール等とのより緊密な連携が求められる。
- (3) 児童支援コーディネーターの重要性・有用性に鑑み、全小学校での専任化を推進するべきである。また中学校では、特別支援コーディネーターと生徒指導担当が配置されているが、専

任化はされていないという現状があり、中学校においても、小学校における児童支援コーディネーターの役割を担う職員の配置が望まれる。

一方、専任化のためには、代わりの非常勤職員の雇用等のために予算が必要となることから、児童支援コーディネーターの必要性を裏付ける客観的データ（例えば、児童生徒とその保護者だけでなく、他の教職員からのヒアリング等）を収集・分析することも重要である。

- (4) 小学校へ進学する子どもの発達課題をより早期に把握し、切れ目のない支援につなげていくために、就学説明会や保護者からの相談に加え、小学校と幼稚園・保育園の組織的連携をより一層深めることが重要である。また、相談を受けるにあたっては、教育相談室における相談につながるまでの待機期間解消のために、早期に教育相談室の体制整備を進めて、子どもへの支援の停滞をできるだけ回避する必要がある。

Ⅲ 思春期の子どもの支援

子どもに関わる問題の多くは「思春期問題」といわれるほど、子どもの成長発達と密接である。子どもがひとりの人間として尊重され、家族や友人、学校、地域など多くの人々との関わりの中で自分を見つめ社会性をはぐくむことは、子どもの権利の重要な部分である。子どもが自分と向き合いはじめ、他者との違いも意識しながら、周囲の人々との関わりを敏感に感じ取りはじめる時期が思春期でもある。小学校高学年から高校生年代にあたり、少年期から青年期への成長途上にあって、自分を確立していく重要な時期である。子どもにとっては、第二次性徴に始まる身体的変化・性的エネルギーの増大もあり、家族、友人、学校・社会からの大きな影響を受けながら大人としての自分を確立していくことになる。

自我の形成期にあっては、身体等の発達特性、家族的環境、地域や学校や友人仲間集団といった帰属集団環境等が大いに関係してくる。子どもにとっても保護者や周囲の人間にとっても、思春期に出会うであろうさまざまなことを学び、多様な支援をうけたり相談ができたりすることは、子どもの権利保障のためにも不可欠といってもいいだろう。

心と身体の急速な成長とともに、不安定さをも抱える思春期、そうした時期固有の課題への支援とその体制を確認しておくことは、子どもの権利保障を実質化することでもある。

【提言】

- (1) 思春期の相談について、相談窓口の利便性を向上させるとともに、養護教諭やスクールカウンセラーの活用をすすめること。
- (2) 子どもの権利保障と子どもの「思春期」特有の課題や対応が極めて密接であることを踏まえて、教職員研修等を実施すること。
- (3) 性教育は、自らの心や身体の成長・発達について知識を深めるとともに、他者を尊重することの大切さや自分の生き方を学ぶ機会とすることに留意して実施すること。
- (4) 学校において、LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー)などの性的マイノリティに対する理解を促進するための教育機会をつくること。

1 主な施策

思春期の課題への支援については、専門に所管する部署はなく、それぞれの所管の担当分野において事業が展開されている。

ア 思春期相談

各区役所の保健福祉センターでは、「思春期保健相談」を開設し、思春期特有のこころ、からだ、性に関することなどの相談を行っている。また精神保健福祉センターにおける「思春期精神保健相談」では、社会的ひきこもりなどの思春期の精神保健についての相談を行っている。同センターでは思春期の子どもを持つ家族向けのセミナーも開催している。

イ 自殺予防対策

全国における15歳～39歳の死因第1位は自殺となっており、若年層の自殺は深刻な問題となっている。市では、平成26(2014)年に「川崎市自殺対策の推進に関する条例」を制定し、川崎市自殺対策総合推進計画のもと全庁的な取組を進めている。若年層の自殺予防対策として、市立学校では、道徳等の授業等において、自分の存在を肯定し、自信をもって生きるとともに他者を尊重する姿勢をはぐくむことを目的とした「いのち、こころの教育」を推進している。また、精神保健福祉センターでは、市立高等学校等の教職員を対象にした自殺予防を目的とした出前講座も実施している。

ウ 性に関する指導

市立学校の性に関する指導については、教科学習としての「保健学習」と、教科外で行われる「保健指導」に分類され、学習指導要領に基づいて実施されている。前者は「保健体育」等の科目において、後者は「特別活動」「道徳」等において実施されている。また、必要に応じて個別の指導も行っている。市教育委員会が平成27(2015)年度に「性に関する指導の参考資料」を作成し、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ることに配慮して、指導にあたっている。

エ 性的マイノリティへの理解と支援

思春期における性意識の変化に伴い、LGBTなどの性的マイノリティ（性的少数者）に対する理解と支援は一つの課題となっている。市では平成22(2010)年度に「性同一性障害に関する窓口」を開設し、教育委員会、精神保健福祉センター、児童相談所等の庁内関係部署の連絡会議も開催し、連携をすすめている。学校内における支援の事例は少ないが、当事者の児童生徒が差別を受けたりせず安心して学校生活を送ることができるように、校内での支援体制を作り、当事者や保護者に寄り添って、外部の専門機関との連携のもとで支援を行っている。

オ デートDV対策

高校生・大学生へのデートDVの予防啓発を市民・こども局及び男女共同参画センターとで実施している。平成27(2015)年に策定した「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」では初めてデートDV防止対策の実施を位置づけ、デートDV予防についての教材の開発や、高等学校・大学でNPO団体によるワークショップを実施している。

2 施策の成果と課題

ア 思春期相談

精神保健福祉センター所管の「思春期精神保健相談」に関しては、平成21(2009)年に社会的ひきこもり対策事業と思春期保健相談事業とを統合し、精神疾患や発達障害等を含めた専門的な相談支援体制を確立している。相談件数も増加の傾向にあり、一定の成果を積んできている。相談に的確に対応するための職員のスキルアップという課題があるが、専門の医師を講師に招いての事例検討会を開催する等、課題意識の具体化も行われているように思われる。なお、実情として、同相談は、他の関係機関を経由した二次的相談機関として機能しているようだが、その現状の是非についての検証や、他機関との連携強化による、より効果的な利用に向けた体

制づくりの検討も必要である。

各区役所の保健福祉センターで実施されている「思春期保健相談」では、思春期の身体や性についての不安や悩みについて相談を受けている。医師、保健師、助産師が相談員として対応しており、年間約 190 件の相談があるが、市民に十分に周知されているのか、市民が相談しやすい状況にあるか継続して検証することが望まれる。

思春期問題の特徴は、他の人に言いにくい性の悩みや異性等への関心、自身の身体に関することであるがゆえに、いかなるチャンネルで子どもの声を受け止めかつ真摯な対応をなし得るか、子どものいる現場や関連機関の課題発見力、注意力も必要と思われる。相談・支援活動を行っている NPO や各種子ども施設との協力と連携は、思春期の子ども支援に関する政策課題の確認にもつながるものであろう。

また、望まない妊娠に関する相談（妊娠・出産 SOS）の充実、対応窓口の拡充についても、急務と思われる。思春期にあつては、SNS、友人関係、多様な家庭環境のもとで問題行動や非行と関わったり、あるいは被害者にもなりうる。周囲の気づきや声かけが必要なことは言うまでもないが、子ども自身や親からのファーストコンタクトが事後の対応にとって重要である。学校の養護教諭は子どもに最も身近な相談先であるが、そのような相談窓口となりえているかの検証の上、研修等の充実が望まれる。

イ 十代の自殺予防対策について

市の自殺予防対策については、平成 26(2014)年に制定された「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づく川崎市自殺対策総合推進計画の動きに期待したい。計画自体は全世代が対象となっているが、とりわけ十代の子ども施策に注視すべきであろう。子どもの自殺は成績や進路、いじめ等の学校問題と連動していることが多く、教育委員会等と連携し、事例検討を行い、自殺の原因の分析や気づきの機会をいかにつくるかの観点から検証し、予防対策の実績を積んでいくことが求められる。自殺の原因分析にあたっては、警察との情報共有は欠かせないが、上記計画の枠組みのなかで情報共有のルールを検討していくことが必要と思われる。

自殺予防に関する啓発の取組については、精神保健福祉センターで市立高等学校の教職員対象の自殺予防出前講座が行われているが、この事業の有用性に鑑み、県立・私立の高等学校との連携も推進するべきである。

ウ 性について

(ア) 性の理解について

性教育は、他者を尊重することの大切さや自分の生き方を学ぶこととも言え、そういう意味では、子どもの権利を社会生活における実質的なものとして学ぶ機会といえるだろう。市民との対話の中では、そのような意味での性教育を受けた経験はないとの指摘がなされ、性教育のあり方には、その考え方を含め、多くの課題があるものと思われる。また、子どもや親からの性や異性等に関する具体的な悩みや相談をどのように受け止めるか、またどうつなぐか等の相談・支援の問題は、性教育からつながる部分もあり、総合的な視野から検討する必要があるように思われる。

市立学校における性に関する指導は、総合教育センターが根拠法制や従前の指導等を考慮し

つつ平成27(2015)年に作成した「性に関する指導の参考資料」等に基づき、各学校で取り組んでいる。成長過程に応じた教育指導内容とされ、保護者の理解も得る機会を確保する等の配慮もうかがえる。そうした学校教育の一方で、社会的には性に関する情報があふれている状況にもある。学校にあっては、子ども自身の反応を丁寧を受け止め、性への理解度を確認する機会も重要と思われる。また、子どもたちの性に関する興味・関心について適切な対応力を育てるためにも、情報リテラシーについては保護者の能力向上も含めていっそうその内容・方法の検討が求められるであろう。メディア・情報リテラシー支援活動を行っているNPO等と協働するなど、多様な観点から取り組む必要がある。

デートDVに関しては、近年、社会的関心の高まりの中で、男女共同参画センターを中心に啓発活動や民間と協力した教材開発を行うなど、積極的な活動がうかがえる。とりわけデートDVのワークショップは体験を伴う学びの機会としてとても有効である。高校や大学との連携を進め、身近な問題としてより多くの生徒に考える機会を増やして欲しい。

(イ) 性的マイノリティへの理解と支援

LGBTなどの性的マイノリティについては、近年社会的な関心を集めていることもあって、相談窓口の設置、市立学校における当事者の支援など、徐々に取組が積み重ねられてきているようである。関係部署による会議体による早期検討の準備が対応事例に活かされたようであり、今後も性的マイノリティ専門部会での連携を基にした取組に期待したい。

3 提言の主旨

(1) 身体的に心理的にも成長過程にある子どもは、思考や行動のバランスを崩したり、不安を抱えやすくもある。そうしたときにいつでも話を聞いてくれる窓口があること、またどんな内容についてでも、「誰にも知られることなく相談できること」の広報がいっそう必要に思われる。

それでも、専門機関に相談することは子どもにとって敷居が高いことは否めず、そのようなときに、身近なところで相談できる存在として、養護教諭や中学校に配置されているスクールカウンセラーの果たす役割は大きい。子どもに養護教諭やスクールカウンセラーにも気軽に相談できることを知ってもらうために、子どもに伝わるように工夫した積極的な広報が必要である。

(2) 各種職員研修において、子どもの権利保障と子どもの「思春期」特有の課題や対応が極めて密接に関連していることを確認する機会を持つことが肝要である。子ども問題の多くは思春期問題ともいえるが、子どもが社会的な要請との葛藤のなかで成長していく局面ともいえる。子どもは、自分の家族や友人、他者といった多様な人間との関係をそれぞれにつくりながら、また社会のなかで自分を位置づけてみながら、まさに悩み戸惑いつつ成長していく。他者との関係を作り、自分を見つめる過程は子どもの権利の実質であり、そのことを大人の側が十分に理解する機会を確保する必要があるだろう。思春期の子どもと接する機会が多い中学校の教員や全ての養護教諭、相談窓口であるスクールカウンセラー等に対する各種研修の機会には、留意しておくべきと思われる。

(3) 性教育においては、自らの心や身体の成長発達について知識を深めるとともに、他者を尊重

することの大切さや自分の生き方を学ぶ機会でもあることに留意すべきである。結婚や妊娠、出産、子育てなど、性教育をより身近で具体的なテーマとして提起し、体験的に学び考える機会を積極的に創る工夫も求められる。子どもの権利の保障は、自身のよき社会生活、また誰もが生きやすい社会を形成していくためにも、不可欠なものであることを学ぶ機会にもしてほしい。性教育は、子ども自身が自分のことを考える機会を与えてくれるだろう。

- (4) 性的マイノリティは身近に一定数 (7.6%/電通LGBT調査 2015) いることを踏まえ、当事者の子どもが悩んだり、差別を受けたりすることがないように、すべての人が正確な知識をもって理解できるように広報・啓発を推進するとともに、支援が必要な子どもに支援の手が確実に届くように、専門家による相談が受けられる環境を整備する必要がある。また、子ども自身も気がつかず言い出しにくかったりすることもあるので、子どもの身近にいる教員が研修等により「気づく」力量を上げる機会を確保することも必要だろう。

IV 青年期の子どもの支援

青年期は、子どもが大人になっていく段階であり、子どもの出口であり、大人の入口である。子どもから大人への移行期間ということ踏まえ、その時点での課題への支援とともに、子どもが大人としての将来を見通すことができるように後押しする支援を必要とする。近い将来、社会の中心になっていく子どもたちは、人間としての大切な権利として、学び、育ち、生活をしていくものとして保障され、主権者としての意識の醸成と、社会的自立に向けた準備をする大切な時期であり、必要なときには包括的な支援を受けられることが保障される。

まさに青年期は、子ども時代の権利保障を踏まえて、大人としての権利保障につなげていく時期である。この時期に権利の主体としての保障がきちんとされ、権利意識を育むことが、大人となった後の健全な権利行使につながる。

【提言】

- (1) 部局を横断し各機関、団体と効果的に連携して、青年期の子どもの多様な意見を生かすための社会参加活動を支援する施策をすすめること。
- (2) 青年期の子どもの居場所の確保と自立に向けて、学習支援事業、就労支援事業の拡充に取り組むこと。
- (3) 18歳選挙権時代到来を踏まえ、高校卒業時点において「おとな」としての自覚が持てる教育を、学校を中心としつつ、行政や家庭、地域で取り組むこと。

1 主な施策

市では、青少年の健全育成を目的とした「川崎市青少年プラン」を平成12(2000)年を策定し、青少年施策の充実を図ってきたが、国が平成22(2010)年に策定した「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者育成支援推進大綱」の内容を踏まえ、新たに「川崎市子ども・若者ビジョン」の策定を予定している。

ア 青少年の参加施策と居場所支援

青少年を対象にしたイベントとしては、こども本部による「成人の日を祝うつどい」「青少年フェスティバル」などがあり、それぞれ企画の段階から青少年が参加し、彼らの意見を反映するとともに、社会参加活動を経験する機会となっている。

青少年の居場所支援としては、こども本部が所管する市内の「こども文化センター」の活用を進めており、夜9時まで開館し、一部の館で音楽室を整備するなどして、中高生の利用促進を図っている。

イ 青少年の自立支援・就労支援

健康福祉局では、貧困の連鎖を断ち切るための自立・就労支援施策として、生活保護受給世帯の中学3年生を対象にした高校進学を目的にした学習支援事業と、市立高等学校でのカフェ形式の学習支援事業を実施している。これらの事業は、子どもたちの学習支援という機能に加え、子どもたちの居場所支援としての機能も持たせている。

また、若者の就労支援の取組として、平成20(2008)年に、国の委託事業をNPO法人が受託する形で「かわさき若者サポートステーション」が開設されている。ただし、国の委託事業の仕様の変更により安定的に委託事業を実施できないことから、平成27(2015)年度より、川崎市では、「コネクションズかわさき」を事業として立ち上げ、国の委託仕様の変更を補う形で、同法人に委託し、「かわさき若者サポートステーション」事業を支援している。事業は、15歳から39歳を対象とし、全利用登録者1,731人のうち、15歳～19歳は120人、約7%を占めている。同施設では、相談のほか、カウンセリング、研修、職業体験などを実施し、若者の職業的自立につなげている。

ウ 市立高等学校での取組（中退対策・キャリア教育・主権者教育）

市立高等学校の中退率は、全日制では1%前後だが、定時制では10%前後と高く、その対策として、早期の段階での生徒の課題把握、きめこまかな指導が行われている。また中退者が社会から孤立しないよう、転校先や就労についてのサポートも行われている。

生徒のキャリア形成に向けて、市独自の「キャリア在り方生き方教育」を小中高の12年間を通して実施している。生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア在り方生き方教育を推進している。また、高校で行われる進路指導は、全日制では進学指導、定時制では就職指導が中心となっており、就職指導では様々な企業等と連携してインターンを実施している。

主権者意識を養う主権者教育は、社会科等での学習において小中高を通じて行われてきている。市立高等学校では、市選挙管理委員会による出前講座、県主催の模擬投票なども行われている。選挙権年齢が18歳に引き下げられることに伴い、政治や選挙等に関する高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」が総務省・文部科学省により作成され、市教育委員会では、それに基づいた独自の指導資料を作成している。

2 施策の成果と課題

ア 青少年の参加施策と居場所支援

青少年施策に関する行政計画で取り組む施策・事業の内容が多岐にわたることもあり、横の連携が薄く、各部署でばらばらで事業を実施する「縦割り」が起こっている。青少年の施策の総合的な推進という観点からの事業の進行管理が十分に行われていない現状があり、策定が予定される「川崎市子ども・若者ビジョン」において青少年施策が一体的・総合的に推進されることを期待したい。

青少年施策を進めるにあたっては、青少年と地域コミュニティとの関係が希薄になっている（地域の行事等に参加することがある高校生世代は「時々」も含めて8.0%/第5回子どもの権利に関する実態・意識調査）ことを鑑みると、条例第26条にあるように、地域を、「子どもの育

ちの場」、「家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場」と理解し、子どもを含む青少年を地域全体で見守り、支えるという視点は重要である。「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」という全市的なイベントでは青少年の参加が図られているが、あらかじめ準備された施策への参加のみならず、より住んでいる地域に根ざした活動への参加を促進し、子どもの参加の促進を定める条例第 29 条に基づいた自分のやりたいことを表明し参加できる機会、すなわち青少年の社会参加の仕組み作りに積極的に取り組む必要がある。

イ 青少年の自立支援・就労支援

生活保護世帯を対象にした学習支援事業では、NPO法人や大学生の力を借りて子どもたちが話しやすい関係を築く等、若い世代がサポーターとして活躍していることは、その効果も含めて評価できる。他方で、市は、市立高等学校でのカフェ形式の学習支援も行っており、学校という場の特色を生かし、参加者に制限を設けず、生徒なら誰でも参加できるという工夫も見受けられた。

前者の学習支援事業の対象が生活保護世帯の子どもに限定されており、プライバシーの問題等もあり、他の機関への周知や連携は難しいという現状の中で、丁寧な取り組みが行われている。しかし、学習支援事業に子どもが参加するにあたっては、個々の担当ケースワーカーの相談対応やコーディネートに任されており、各ケースワーカーの資質に寄って立つところが大きく、ばらつきもあるようである。ケースワーカーが統一した対応をとっていくために、今後はさらなるケースワーカーへの指導・研修が重要であり、課題と言えよう。その際、ケースワーカーやソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーなど、福祉部局だけではなく教育委員会の学校教育、社会教育関係部署、子ども関係部署などが総合的に連携を図るべきである。また、学習支援が必要とされる生活困窮世帯の子どもは生活保護世帯とは限らないので、生活保護の手前にいる生活困窮世帯の把握と、学習支援事業の対象者の拡大は課題であろう。その点で、市立高等学校で実施されているカフェ形式の学習支援は注目される。

若者の就労支援を行う「かわさき若者サポートステーション」は厚生労働省の委託事業として認定NPO法人育て上げネットがこれを受託し実施してきたものであるが、国の仕様がたびたび変更となることから、継続的な運営のために川崎市独自の事業として「コネクションズかわさき」という枠組を設け、市が国の委託事業を補う形で事業委託を行っている。いままで支援の対象だった人が支援を受けられなくなるといった不利益を生じさせないための施策であり、その工夫は評価されるべきである。

実際の支援の現場においては、市とNPO法人との協働により、段階を踏んでの就労支援を丁寧に行っている。運営を委託された法人は、働きたい・働き続けたいという気持ちに寄り添った専門家集団を配置した支援を行っていることが見受けられた。就労経験の少ない若者への就労支援は難しい面もあるが、幅広い職業体験のメニューを用意するなどの工夫もみられる。その一方で、サポートステーションを運営しているNPO法人の力量に依存している部分もあり、健康や家族などの問題に関する複合的な課題を抱える若者への支援については、健康福祉局などの他部署との組織的な連携がもっと必要であろう。

なお、サポートステーションが市内の市立・県立高等学校(全日制・定時制)に出向いて学校との連携を図っていることは重要である。生徒が在学中にサポートステーションの存在を知り、そうした支援があることを知ることで、たとえ高校中退となっても、若者が社会で孤立することを防ぐことができるからである。

ウ 市立高等学校での取組み

市では、小中高の一貫したキャリア教育を実施するほか、市立高等学校では、定時制で中退率が高いことを踏まえて、生徒一人ひとりに対応する形の中退への対策を行い、さらに中退の実情に応じたきめ細かな就労支援を含むサポートが行われている。市立高等学校に置かれている専門学科で、身近なテーマでキャリア教育へのインセンティブを高める教育も行われ、また、課題を持って入学してくる生徒に対して、その特性に応じた対応も行ってきている。さらに、定時制において、商工会議所が参加する川崎市定時制教育振興会を通じて、地域での生徒の就労支援の取組みも行われている。また、生徒が有権者となることを踏まえつつ、主権者教育への取組みの工夫もなされている。

こうした取組の多くが、特に定時制の教員の方々の熱意ある支援に支えられている部分があり、それ自体評価できるところである。他方、今後も多くの問題を抱える子どもの支援という視点では、これら教師への負担が過大になっているのも事実である。今後は健康福祉局や経済労働局、他機関、地域の支援団体等との協働、連携を視野においた上で、必要な施策をさらに推進できるような検討が重要となる。また、教職員向けに、他機関に関する研修や現場見学、担当者同士の交流などを図り、学校ですべてを抱え込まないよう、学校においても市のどの機関と連携するのがよいかについて見通せるような体制をとる必要がある。

3 提言の主旨

- (1) 青年期の子どもの社会参加を促進するためには、より多様な形での参加の仕組みを保障する必要がある。こども文化センターをはじめとした10代～20代の若者が参画できる場においては、準備された施策への参加のみならず、企画段階から参画できるような仕組みを整備することで、こうした世代が、責任意識を抱いて参画することが可能となり、市政への参画意識を高め市政の取組みへの理解を促すことができる。さらに、これらの事業を実施するにあたっては、従来の縦割り行政を打破し、さまざまな部署が部局を横断し効果的に連携して、多面的な課題に対応していくことが重要である。
- (2) 高校進学を目的にした学習支援事業や市立高等学校定時制でのカフェ形式の学習支援事業は、学力の向上や居場所支援によって中高生世代が自己肯定感を高めることにもつながることから、各区1～2箇所だけの実施にとどまらず、市内全域に拡充していくことが求められる。また、その対象についても、生活保護受給世帯の学習支援事業の対象を生活困窮者まで広げると事業規模が大きくなり対応が取りにくくなるという課題はあるものの、貧困は「自己責任」では片付けられない問題であり、その連鎖を断ち切るためには予防的な取組が重要である。

生活保護世帯の学習支援事業においては、必要な子どもが支援を受けられるためには、ケースワーカーが課題を把握して的確に支援につなげられるよう、利用できる支援制度や機関を知

るための研修や職員同士の情報共有を進める体制作りをすすめる必要がある。

また「かわさき若者サポートステーション」においては、市の施策としての予算措置を行い継続的・安定的な事業運営を確立し、教育、福祉の担当部署や関連機関と密接に連携し、若者の就労・自立支援がより先進的に取り組めるような体制を築く必要がある。特に、高校中退後においても、高校中退者がサポートステーションとつながりがもてるように、学校(特に高等学校)との連携をさらに強め、定期的に学校を訪問する体制がとれるような条件整備が望まれる。

(3) 選挙権年齢が引き下げられ、18歳で選挙権を行使できるようになることから、少なくとも高校卒業時点において「おとな」としての自覚が持てる教育に取り組む必要がある。そのためにも、単なる知識偏重・暗記中心の教育ではなく、主権者として自らの判断で権利を行使することができるような実践的な教育が不可欠である。その際には、多様な考えや意見を紹介することを通して多角的に物事をとらえ考えを深化させる機会を創出するなど工夫することが重要である。

主権者教育の推進にあたっては、子どもも市民であることを踏まえ、選挙管理委員会、議会事務局及び議会議員などと協働し、学校が主体性を持って、あらゆる場面で積極的に取り組むことが重要である。

そして、すでに取り組んでいるキャリア教育、人権教育などにおいて、「主権者を育てる」という視点を柱の一つとすることで、川崎市版「シティズンシップ教育」として取りまとめることが期待される。さらには、青年期の子どもの意見や参加を反映した行政施策の実施や、ボランティア活動を含む地域の中での子ども参加促進支援、家庭における参加呼びかけなど、あらゆる機会を通じて市民意識を育てる機会・機運を高めていくことが求められる。